



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2022年8月31日（水）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 寺澤、松宮
内線 5031・5032
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2022年8月号（No.410）＞

中古車の購入トラブルに御注意！ ～契約内容は慎重に確認を～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、中古車の購入トラブルに関する相談が多く寄せられています。

中古車は新車と違い、前所有者の使用状態や管理状況によって、一台一台状態が異なるため、品質は一定ではありません。経過年数により相応の自然損耗も生じています。しかし、消費者が購入前に中古車の品質や機能を的確に判断することは難しく、特に購入直後に見つかった不具合に対して、その修理代の負担や返品に関するトラブルが発生しています。

最近ではインターネット等で中古車を購入するサービスも増えていますが、トラブルを防ぐためには、実際に試乗したり現物を確認することが大切です。

また、自動車の契約にはクーリング・オフが適用されませんので、購入の際には慎重に検討するようにしましょう。

相談事例

- 中古車販売店で中古車を購入した。納車後に契約時に説明されなかった傷が、ホイールやバンパーの下など多数あることが分かった。無償で修理してほしい。
- 中古車の販売サイトで見た車を気に入り、現状渡しの中古車を購入したが、納車直後にエンジンの不具合が生じた。返品することは可能か。

アドバイス

- 中古車を購入する場合、**信頼のおける販売業者***を選ぶようにしましょう。
※「(一社)日本中古自動車販売協会連合会」や「(一社)自動車公正取引協議会」の加盟店かどうか目安となります。
- **実際に不具合が発生した場合は、まずは販売店に連絡しましょう。**購入者が通常の注意を払っていても発見できないような「隠れた瑕疵（不具合）」があれば、無償修理や返品を求めることができます。
- 契約時は車両価格以外にかかる費用、保証制度の有無とその範囲、キャンセル時の取扱い、走行距離数や修復歴の有無などを慎重に確認し、不明な点は販売店から説明を受けましょう。
- 不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン ☎ 188（いやや！）
※身近な消費生活相談窓口につながります。